

# 佐伯市水道事業基本計画(概要版)

## 1. 計画概要

### 1) 背景及び目的

本市の水道事業においては、水道水の安全性保持、老朽化施設の更新、地震等の災害への対応等取り組むべき課題が山積している一方で、料金収入の減少に伴い財政状況が悪化し、水道事業運営は厳しさが増していくと想定される。

このような状況の変化に対応するため、「水道ビジョン」(H20年3月)に基づきこれまで行ってきた対策の進捗状況や効果について評価し、更新需要や財政収支の見直しを行った上で、新たな目標と目標を実現するための具体的方策を定めた「(新)水道ビジョン」を策定する。

また、それに基づき、計画期間における水道施設の拡張、改良、更新等に関する総合的な整備計画、及び財政収支計画を策定する。

### 2) 計画期間

今世紀半ば(概ね30年～40年後)の将来像を見据えた上で、優先して取り組むべき具体的な事業計画を策定するものとし、計画の目標年度は10年後の平成38年度とする。

## 2. 水道事業の概要

上水道、簡易水道等の事業概要は、添付資料のとおり。

## 3. 水道事業の現状評価と課題

### 1) 安全な水の供給は保証されているか(安全)

#### ○原水水質の課題

各水源水は年間を通じて良好で、変動も少なく安定している。

一部の水源においては、原水中にクリプトスポリジウム等の病原性微生物が混入するおそれがあるため、原水の水質監視を徹底して行うと共に、水質悪化に応じて適切な浄水処理プロセスを導入する必要がある。

#### ○浄水水質(水道水の水質)の課題

水道水の水質(給水栓における水質)については、すべて水質基準に適合している。

浄水処理の多くが塩素消毒のみであることから、塩素に対して耐性を有するクリプトスポリジウム等の病原性微生物については監視が必要となる。

#### ○水質管理体制

水質検査については、水道法の定めにしたがい、原水及び浄水の全項目検査、浄水の毎月検査や年4回検査を実施している。また、残留塩素については浄水池、配水池で連続的に測定・監視し、給水栓水の色、濁り、残留塩素については毎日検査を行っている。

#### ○貯水槽水道

貯水槽水道は、その所有者が管理することになっているが、水質障害が生じる可能性等衛生上の問題が懸念されています。そのため、貯水槽水道の所有者に対して、適切な管理に係る積極的な指導を今後も継続していく必要がある。

#### ○鉛製給水管

健康への安全性をよりいっそう高めるため、順次取り替えを実施しているが、今後もそれを継続していく必要がある。

### 2) 危機管理への対応は徹底されているか(強靱)

#### ○施設の耐震性

より重要度の高い施設に対して、耐震性に関する詳細な調査を実施しているが、その他の施設については、今後検証を行う必要がある。また、耐震性能が不足している施設に対しては耐震化対策を行う必要がある。

管路については、その更新に合わせて順次耐震管に移行しているところである。

#### ○地震時の濁度上昇に対する対応

清澄な水源水を原水とする場合は、沈澱やろ過を行わず塩素消毒のみの浄水処理を行っているため、地震時の濁度の上昇に対応することができない。濁度上昇に伴う被害を抑制するためには、水供給プロセスにおける濁度の監視を強化すると共に、必要に応じて配水池への濁水流入を防止するなどの対策を講じる必要がある。

#### ○非常時の対応

災害等の非常時に備えて、配水池流出管への緊急遮断弁の設置(非常用の水の確保)、応急給水及び応急復旧用の資機材の備蓄、調達に関する事前の準備・対策、停電対策等を推進する必要がある。

非常時応援体制については、現在の体制を拡充すると共に、応援受け入れ体制の強化に努める必要がある。

#### ○保安・防犯対策

水道施設に対しては、フェンス等の侵入防止柵を設置したり、重要施設には警報装置を設置するなどしているが、今後はさらに保安・防犯機能の強化を図っていく必要がある。

### 3) 水道サービスの持続性は確保されているか(持続)

#### ○水道事業の統合

市内の広い範囲に分散して設置されている水道施設に対して、適切な運転管理を行っていく一方で、国(厚生労働省)の指導を受けて水道事業の統合や施設の再構築を推進する必要がある。平成17年3月の市町村合併後は、積極的に事業統合や施設再構築を行ってきたが、23の簡易水道については上水道に統合する計画である。

#### ○水道施設の更新需要及び稼働状況

本市の水道は、昭和7年から整備を開始し、昭和40年代～50年代に集中して拡張整備を行っている。そのため、今後は、拡張期に整備した水道施設に対する更新の需要が集中して生じることになる。

水道施設の稼働状況については、水需要の減少により稼働率が低下傾向にある。

#### ○運転管理状況、組織体制及び外部委託状況

・[運転管理状況]⇒上岡第1浄水場の中央監視室において監視を行っているほか、平成17年の市町村合併後は、簡易水道施設を含めた管理の一元化を進めている。

・[組織体制]⇒水道課は、上水道工務係、簡易水道工務係、水道維持管理係が市役所庁舎内に、東部(鶴見)、西部(直川)、南部(蒲江)の水道分室が出先機関として配置されている。職員数は、平成27年度末現在で27人となっている。

・[外部委託状況]⇒業務の効率化やコスト縮減を図るため、浄水場の運転管理、施設・管路の維持業務(点検、修繕、漏水調査等)、水道メーターの検針、集金については、一部外部に委託している。

#### ○財政状況及び水道料金

・[財政状況]⇒水道事業では、供給単価(給水量1m3当たりの収入)が給水原価(水道水1m3を供給するために必要な支出)を上回っている。今後は水需要量の減少や更新整備費の増大等が財政的負担を増加させると考えられるため、今後将来にわたって健全な財政状態を維持していくためには、事業経営の効率化や経費縮減を図る必要がある。

・[水道料金]⇒本市の水道料金は、大分県の他の水道事業体と比べて低めに設定されている。料金体系については、逦増型(使用水量の増加に伴い1m3当たりの料金単価が上昇)を採用している。今後は、アセットマネジメントの手法を活用しながら、料金適正化に向けて検討を行う必要がある。

#### ○水道利用者へのサービス

水道利用者に対して、市の広報誌、水道に関するポスターやパンフレット、インターネット(ホームページ)等を用いて情報提供を行っている。また、地元小学生の社会科見学(浄水場見学)の受け入れ、出前講座等を行うなどの活動を行っている。

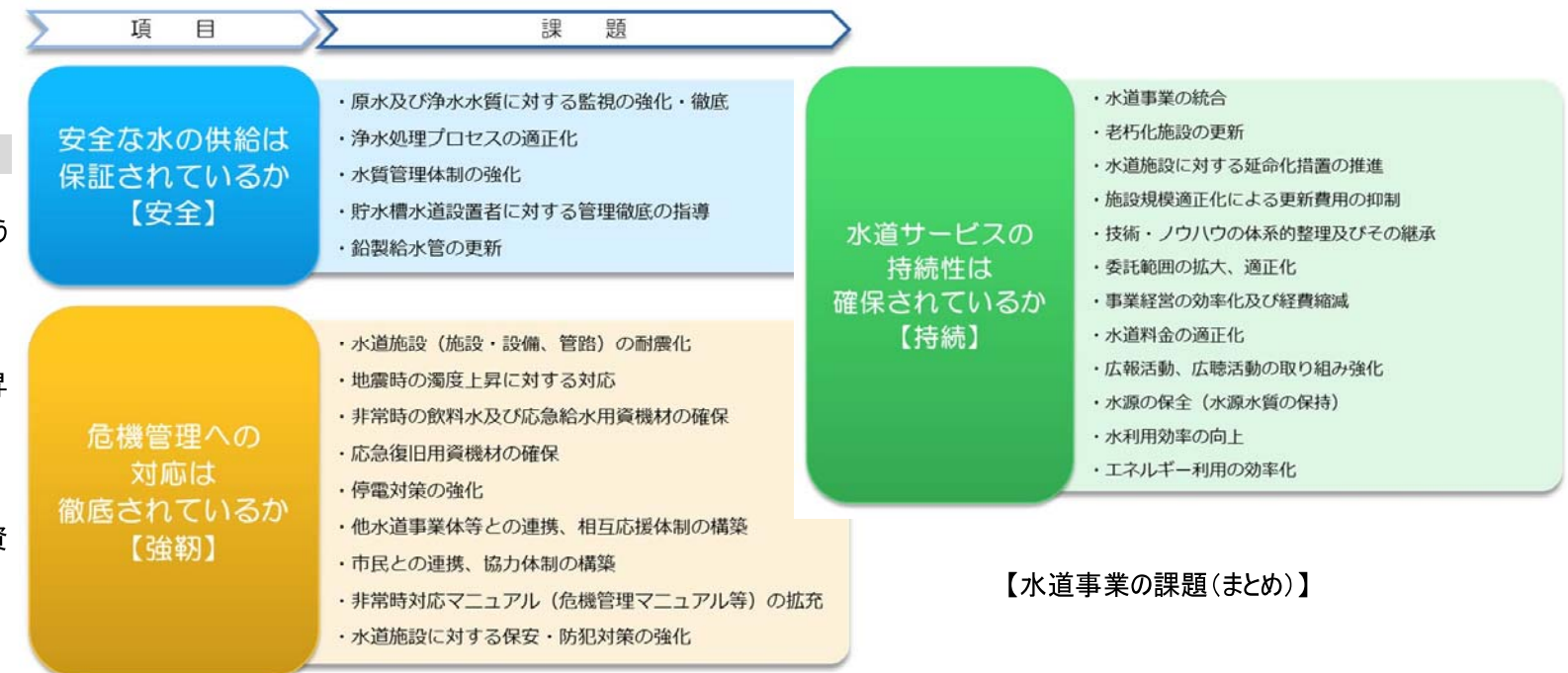
利用者のニーズを的確に把握し事業運営に反映させるため、広報・広聴活動に関する施策を進めていく必要がある。

#### ○環境対策の状況

・[水源の保全]⇒良質な水源水質を保持していくため、水源に対する監視を強化するなどの対策を進めていく必要がある。

・[水の有効利用]⇒漏水調査を継続的に実施し、必要な管路更新を行うなどの対策を進める必要がある。

・[エネルギー使用]⇒省エネ設備の採用、エネルギー管理の徹底等を行い、エネルギー利用の効率化を図っていく必要がある。



## 4. 将来の事業環境

### 1) 水需要の見通し

計画給水人口及び給水量の予測結果を以下に示す。

【計画給水人口及び給水量】

項目	実績	計画初年度	計画目標年度
	平成 27 年度 (2015)	平成 29 年度 (2017)	平成 38 年度 (2026)
給水人口 (人)	70,834	69,944	63,706
一日平均給水量 (m <sup>3</sup> /日)	30,506	29,735	25,734
一人一日平均給水量 (L/人/日)	431	425	404
一日最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	36,390	37,204	32,205
一人一日最大給水量 (L/人/日)	514	532	506
備考			



### 2) 外部環境の変化

#### ○施設の効率性の低下

施設能力は、水需要のピークを想定して定められているため、水需要が減少した現在は、施設の稼働率(効率性)が大きく低下している。今後の更新事業においては、人口、水需要の減少を踏まえた上で効率的に進める必要がある。

#### ○水源水質の悪化

一部の水源においては、耐塩素性病原微生物による汚染が懸念されるところであり、状況次第では「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(厚生労働省)に基づき適切な浄水処理プロセスを導入するなどの対策が必要となる。

### 3) 内部環境の変化

#### ○施設の老朽化

一部の施設・設備、管路については老朽化が顕著となっている。施設の老朽化は、事故や故障につながり断水の原因となる。また、管路の老朽化は漏水事故につながり、道路の冠水・崩壊や人的被害等の二次災害を引き起こすおそれがある。

今後ますます老朽化が進行していく水道施設に対して、その対策を進めていく必要がある。

#### ○水道施設の更新に伴う費用増加

水道施設の安全性を確保するためには、老朽化によりその機能や性能の保持に支障が生じるようになる前に更新を行う必要がある。水道は、既に「建設の時代」から「維持管理、更新の時代」に移っており、今後はますます更新需要が増加し、多大な費用を投じる必要が生じてくる。

### ○財政状況の悪化

今後の財政状況については、給水人口の減少や節水型生活様式の浸透等の影響により給水収益が減少する一方で、更新需要増加に伴う更新費用は増加していくため、このままでは悪化していくことが予想される。そのため、財政シミュレーションに基づき適切な支出可能額(更新費)を設定し、更新優先度の検討に基づき更新需要の平準化や延伸を図るなど、計画的かつ効率的に更新事業を実施していく必要がある。また、これらの財源として適正な事業資金を確保する必要がある。

### ○職員数の減少

行政組織合理化のための人員削減等により職員数が減少しているなか、十分な水道の運営管理が行えないような事態が生じないか懸念されるところである。

また、団塊世代の職員は経験豊富で熟練した技術やノウハウを持っているが、定年による職員の退職に伴いこれらをどのように継承していくかが課題となる。

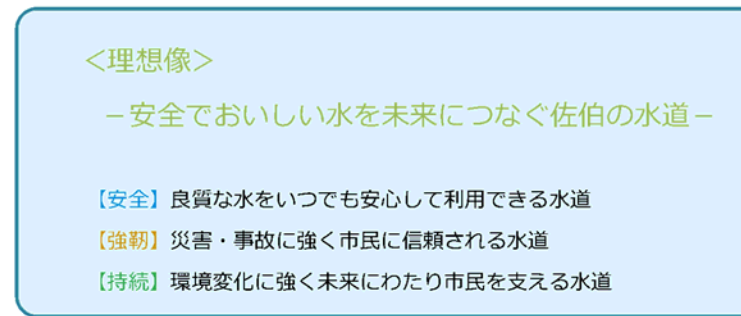
## 5. 理想像・目標の設定

### 1) 水道の理想像の設定

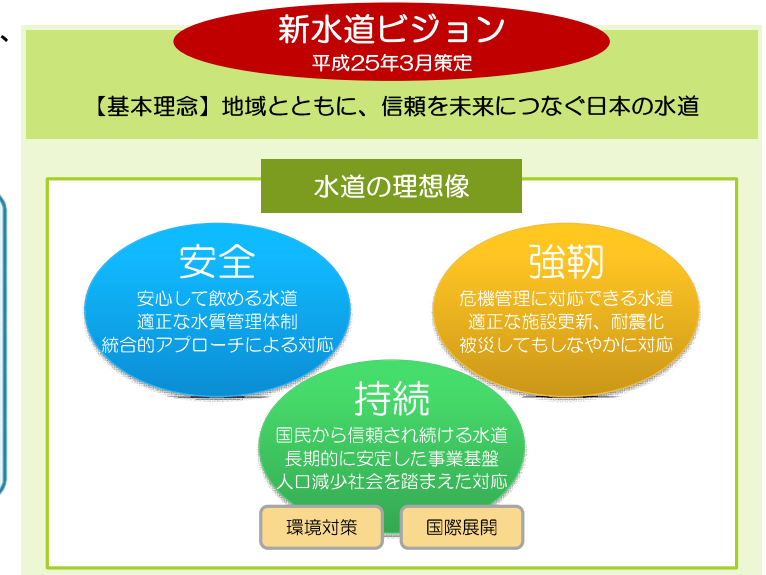
#### ①. 水道の理想像の設定

厚生労働省の「新水道ビジョン」においては、「安全」、「強靱」、「持続」を柱とする水道の理想像が右図のとおり示されている。

これを踏まえて、本市の水道事業の理想像を以下のとおり設定する。



【本市水道事業の理想像】



【新水道ビジョン(厚生労働省)の理想像】

#### ②. 基本施策と施策目標の設定

「安全」、「強靱」、「持続」のそれぞれの面から、理想像に向けての基本的な取り組み施策(基本施策)と施策目標を、以下のとおり設定する。(下図を参照)



## 6. 実現方策

【安全】、【強靱】、【持続】それぞれについて、施策目標を達成するための具体的な実現方策を整理すると、下図のとおりとなる。



【施策の体系（基本施策に対する実現方策）】

## 7. 水道施設の整備計画

### 1) 耐用寿命に基づく更新需要の算定

#### ①. 基本情報（資産情報等）の整理

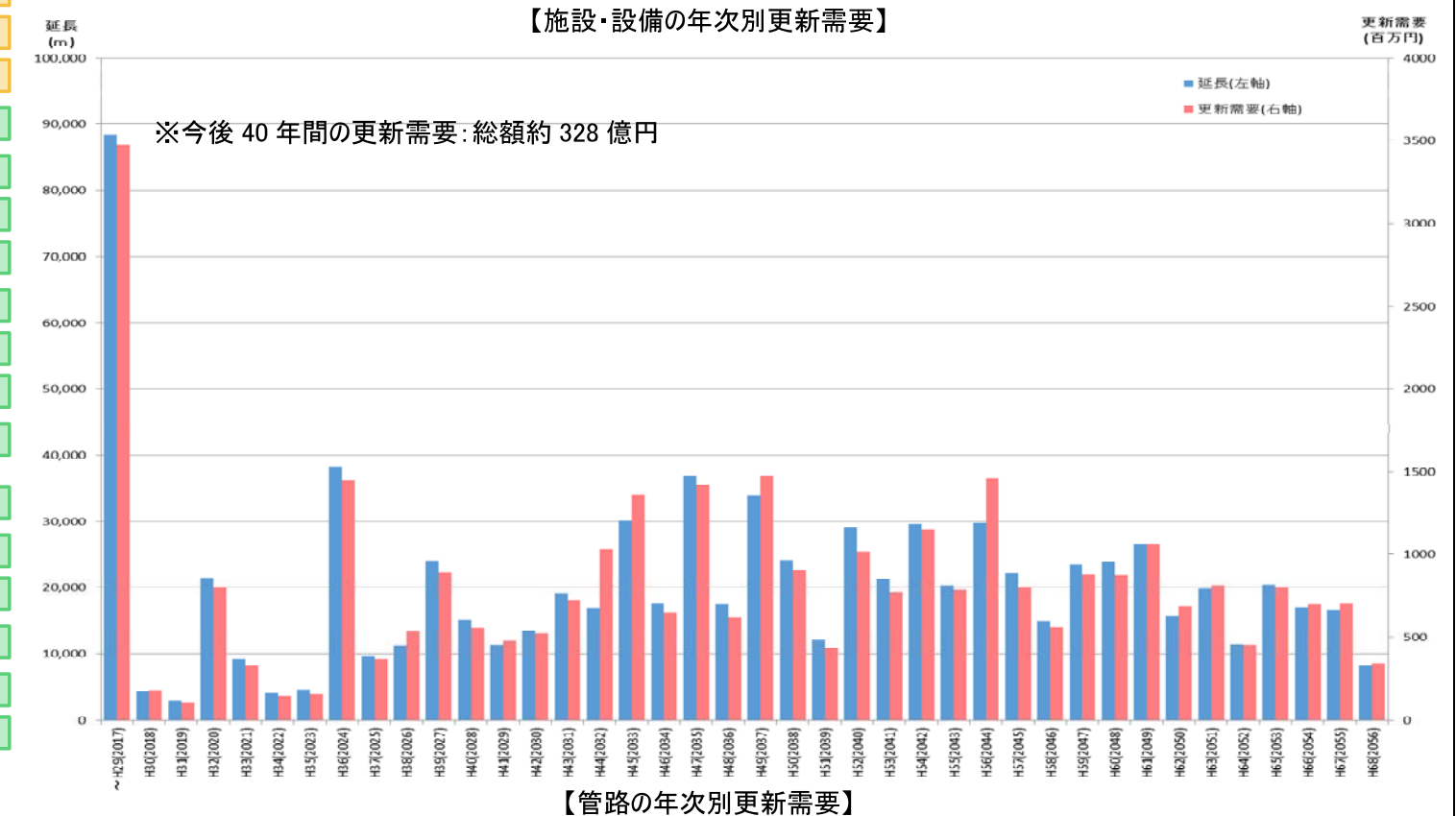
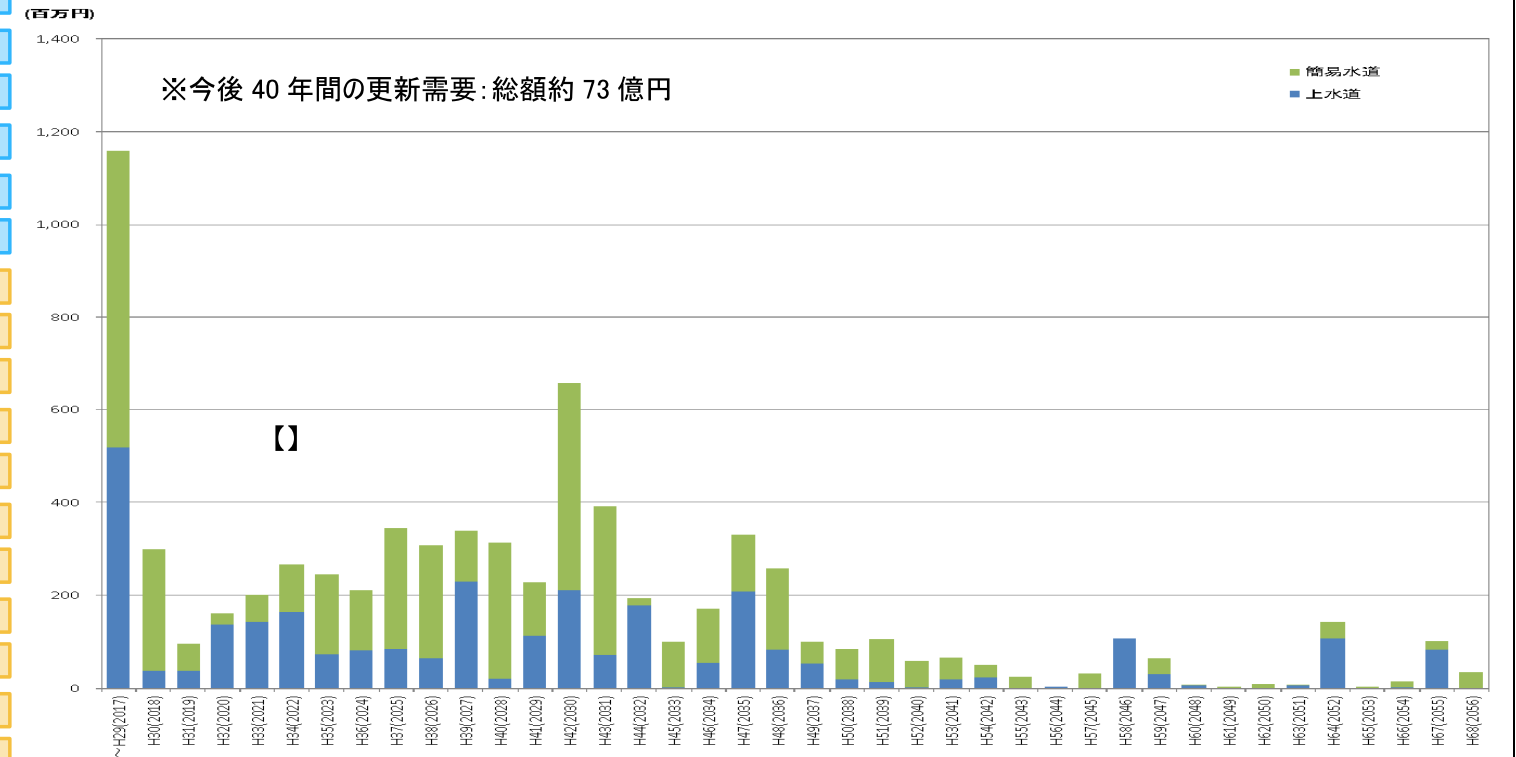
資産情報及び、概算工事費を算出するための積算条件等を、施設・設備、管路に分けて整理する。

#### ②. 耐用寿命の設定

水道施設（施設・設備、管路）の更新時期を把握する目安の一つである法定耐用年数は、減価償却を行うため会計上定められているものであり必ずしも実態と合っていないため、「実使用年数に基づく更新基準の設定例」（厚生労働省）等の文献を参考に耐用寿命（更新基準年数）を設定する。

#### ③. 更新需要の設定

上記に基づき更新需要（今後40年間の更新費用の総額）を算定すると、下図のとおりとなる。



## 2) 整備計画案の立案

耐用寿命に基づく更新需要(更新費用)は非常に多額となり、毎年更新(投資)を行っていくことは財政的に困難であると予想される。そのため、耐用寿命に基づき更新整備を行う案に加えて、更新需要の平準化、延命化をも考慮した案を以下のとおり立案する。(次項の「8. 事業計画(財政収支計画)」において、各案の比較検討を行う。)

### ○ケース①: 耐用寿命による更新

耐用寿命に基づき更新を行うケース。平成 68 年度(2056 年度)までの更新需要の総額は、施設・設備約 73 億円、管路約 328 億円と想定される。

### ○ケース②: ケース①の更新需要を平準化

平成 68 年度(2056 年度)までの更新需要の総額に対して、40 年間で平均した額を毎年更新するケース。単年度の更新需要は、施設・設備が約 1.8 億円、管路が約 8.3 億円となる。

### ○ケース③: 管路の耐用寿命を延命化(×1.3)した更新需要を平準化

管路の耐用寿命を 1.3 倍とし、平成 68 年度(2056 年度)までの更新需要の総額に対して、40 年間で平均した額を毎年更新するケース。管路の更新需要は総額約 227 億円、単年度では約 5.7 億円となる。

## 3) 更新実施順序(優先度)の検討

### ①. 老朽度、影響度からみた優先度レベル

上水道、簡易水道における施設系統区分ごとに、施設の経年(老朽化)の度合いや影響度について評価を行い、それに基づき優先度レベルを設定する。(設定結果については、添付資料を参照)

また、劣化調査結果からは、佐伯地区の第8水源(堅田)、及び本匠地区の波寄第1浄・配水場(白谷)の施設の劣化状況が著しいため、更新優先度が高いと判断した。

### ②. 重要施設への水供給施設・管路

地震や津波等の災害発生時には、水道施設の被害がある程度予想されるなか、重要給水施設(防災拠点となる施設や災害拠点病院等)に優先的に給水を行う必要がある。

これらの施設に水道水を供給する施設(管路を含む)のうち、耐震化が図られていないものについては優先的に更新を行うべき施設として評価する。(重要給水施設への供給施設及びルート(管路)については、添付資料を参照)

## 8. 事業計画(財政収支計画)

### 1) 財源に関する条件

- ・国庫補助金については、現時点では該当する事業が無いため見込まない。
- ・企業債充当率は現状と同程度とし、上水道事業においては建設改良費の 80%、簡易水道事業においては 100%とする。
- ・企業債の償還方法は、元利均等償還(半年賦)、償還年数 40 年(据置なし)、年利率 1.0%とする。

### 2) 検討結果 ※右図を参照

#### ○ケース①: 耐用寿命による更新

平成 27 年度現在、収益が費用を上回っており、当年度利益はプラスであるが、料金収入は特別損失等を除いた費用を下回っており、料金回収率は 100%以下となっている。また、簡易水道の統合を予定している平成 29 年度においては、簡易水道事業の減価償却費が計上されるため、現金の支出を伴わない見かけの費用が大幅に増加する。

企業債残高と資金残高の推移をみると、企業債残高は増加していき、平成 48 年度は平成 27 年度に比べて 3 倍程度となる。資金残高は、平成 30 年度でマイナスとなり、それ以降、マイナスが累積していくものと試算される。

#### ○ケース②: 更新需要の平準化

資金残高は平成 36 年度以降でマイナスとなり、それ以降、毎年マイナスが累積していくものと試算される。

#### ○ケース③: 更新需要の平準化(管路の更新需要を 1.3 倍に延命化)

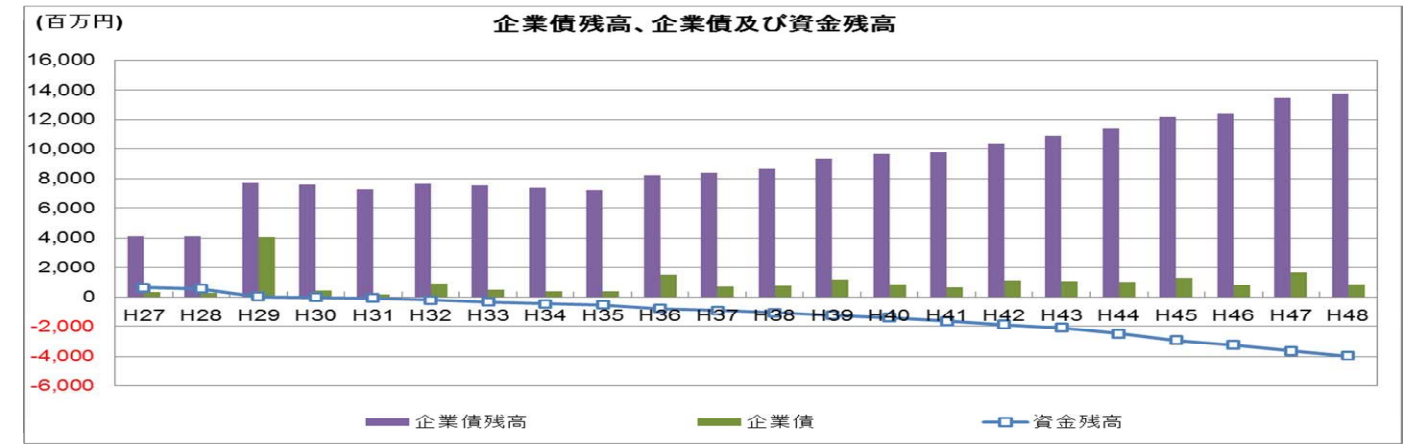
資金残高は平成 40 年度以降でマイナスとなり、それ以降、毎年マイナスが累積していくものと試算される。

ケース③において、資金確保のため料金改定を行うシミュレーションを行った。(結果は右図を参照)

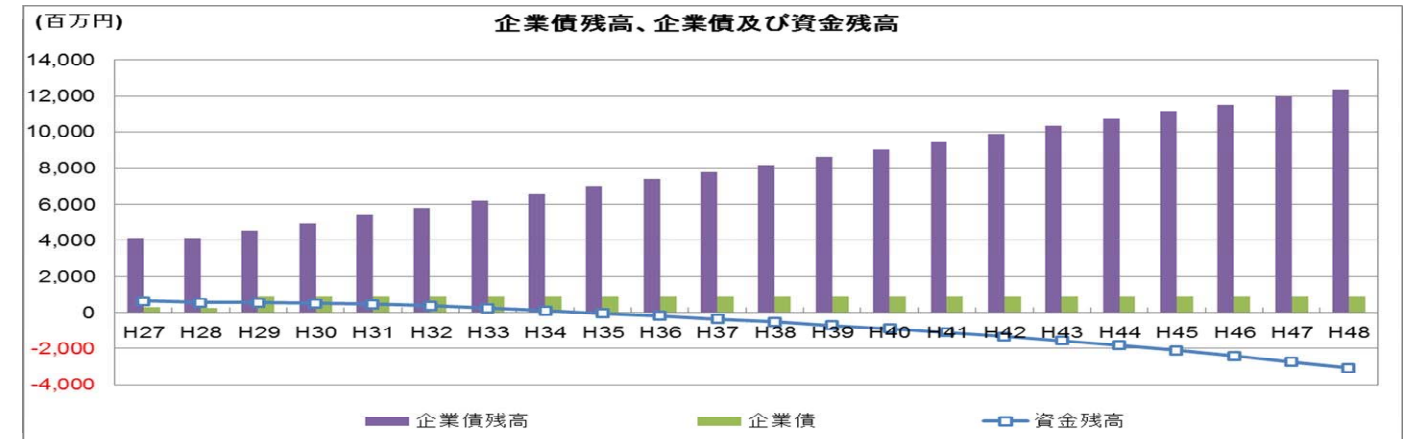
これより、平成 33 年度で 7%程度、平成 41 年度で 6%程度の料金改定が必要と試算される。

## 9. フォローアップ

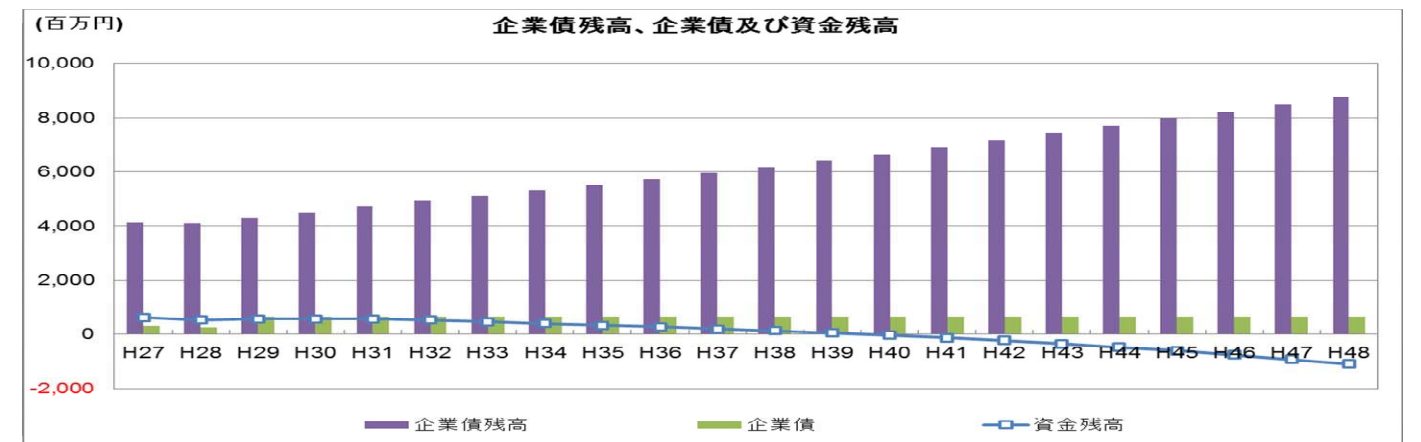
本計画で掲げた目標を実現するため、一定期間事業を進めた段階で、各施策の進捗状況、社会情勢の変化、利用者ニーズ等の点検・検証を行い、計画に対する必要な見直しを行う。(PDCAサイクルの実践)



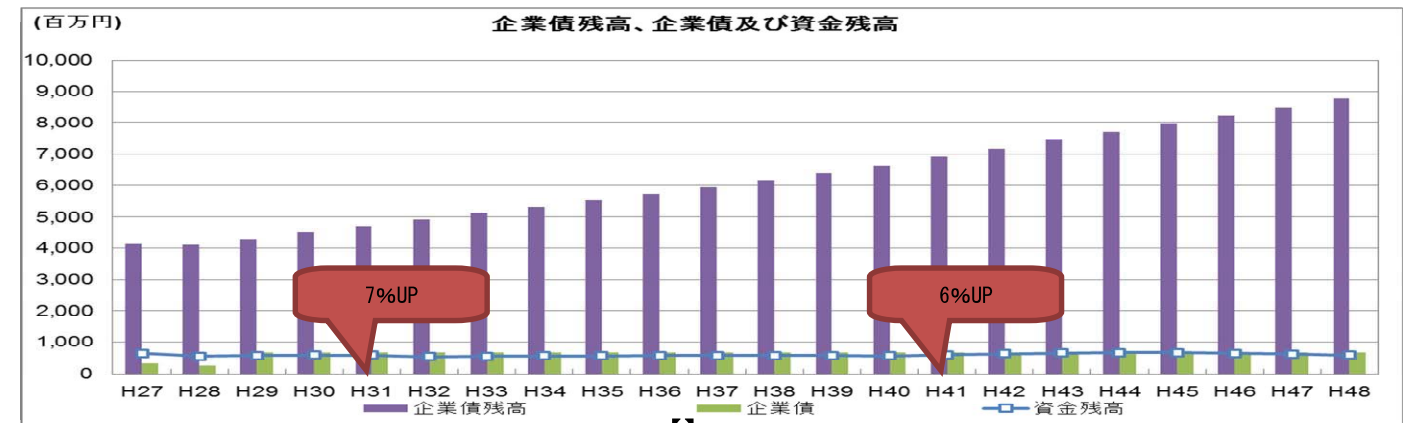
【ケース①の財政シミュレーション結果】



【ケース②の財政シミュレーション結果】



【ケース③の財政シミュレーション結果】



【】

【添付資料】

表7.3-1 施設の経年(老朽化)の度合い、影響度からみた優先度レベル

注1) 本表の事業規模は、各事業の重要度を評価するための目安とするために整理したものであるため、既に統合が行われている事業においても統合前の水供給システムから大きな変更が生じていない場合は、旧事業の事業規模により影響度を評価した。  
 影響度(施設規模)、経過年数による優先度レベルの評価基準については、表7.3-2を参照。  
 網掛けは、廃止済みの施設。

行政区	事業区分			事業規模		施設区分	施設系統区分	経年情報						優先度レベル					
	現事業	旧事業	検討対象	計画給水人口 (人)	計画給水量 (m3/日)			設置年度、経過年数			更新・改築・増設等年度、経過年数			影響度による優先度	経年による優先度		劣化調査結果に基づく特記事項 (漏水は補修対応可)		
								和暦	西暦	経過	和暦	西暦	経過		内容・対象施設	対設置		対更新等	
佐伯	佐伯上水道	佐伯上水道				取水・導水	第1水源(浅層地下水)／(上岡第1浄水場内)	S8	1,933	83	H16	2,004	12	更新		1	4		
							第2水源(浅層地下水)／(上岡第2浄水場内)	S60	1,985	31					4		漏水有り		
							第12号水源(旧3号水源)												
							新3号水源	S59	1,984	32					4				
							第4水源(浅層地下水)	S44	1,969	47					3				
							第5水源(浅層地下水)	S46	1,971	45					3				
							第6水源(浅層地下水)	S47	1,972	44					3				
							第7水源(浅層地下水)	S47	1,972	44					3				
							第13号水源(旧9号水源)												
							第9水源	S56	1,981	35					4				
							第11水源	H13	2,001	15					4				
							第8水源	S50	1,975	41					3		ひび割れ多数(最大幅5mm)で劣化が著しい ※早期の対応(補修または更新)が必要		
							第10水源	H4	1,992	24	H17	2,005	11	改築	4	4			
							第14水源	H24	2,012	4									
							第15水源	H24	2,012	4									
							浄水	上岡第1浄水場	H16	2,004	12				4				
								上岡第2浄水場	S57	1,982	34	S58	1,983	33	送水P(城山北系)	4	4	漏水有り	
							配水	城山西配水池(廃止)	S8	1,933	83					1			
								城山東配水池	S41	1,966	50					3			
								城山北配水池	S54	1,979	37					4			
		坂の浦配水池	S51	1,976	40					3		漏水有り							
		堅田配水池																	
	増圧	宇戸加圧P所																	
		中村加圧P所																	
		中野東加圧P所																	
		大中尾加圧P所																	
	青山簡易水道			1,050	350	取水・導水	青山水源(深層地下水)	H1	1,989	27				2	4				
						配水	青山配水池								2				
	浅海井簡易水道			2,600	1,200	取水・導水	第1水源(表流水)	S31	1,956	60					2	2			
						第2水源(表流水)	S31	1,956	60							2	2		
						第3水源(深井戸)	S31	1,956	60							2	2		
						浄水	浄水場	S31	1,956	60						2	2		
						配水	配水池-1	S31	1,956	60						2	2		
						配水池-2								2					
蒲戸簡易水道			190	57	取水・導水	第1水源(表流水、予備)	S31	1,956	60					4	2				
					第2水源(浅井戸)	S31	1,956	60							4	2			
					第3水源(深井戸)	H9	1,997	19							4	4			
					浄水・配水	浄・配水場 (配水池)	S31	1,956	60						4	2			
夏井簡易水道			283	140	取水・導水	第1水源(深層地下水)	H17	2,005	11					4	4				
					第2水源(表流水、予備)										4				
					浄水・配水	浄・配水場(予備)	S33	1,958	58					4	3				
福泊簡易水道			250	80	取水・導水	第1水源(表流水、予備)	S33	1,958	58					4	3				
					第2水源(深井戸)										4				
					水源(浅井戸)										4				
					浄水・配水	浄・配水場 (配水池)	S33	1,958	58						4	3			
						第2配水池	H14	2,002	14					4	4				
長田簡易水道			180	150	取水・導水	第1水源(深井戸)	H14	2,002	14					4	4				
					第2水源(表流水、予備)										4				
					水源(浅井戸)	H14	2,002	14							4	4			
					浄水	浄水場	H14	2,002	14						4	4			
					浄水・配水(予備)										4				
					(配水池:予備)										4				
					配水	配水池	H14	2,002	14					4	4				
大越飲料水供給施設	大越飲料水供給施設	※検討対象外	69	32.3	取水・浄水	大越浄水場								4					
					取水	第2水源								4					

表7.3-1 施設の経年(老朽化)の度合い、影響度からみた優先度レベル

注1) 本表の事業規模は、各事業の重要度を評価するための目安とするために整理したものであるため、既に統合が行われている事業においても統合前の水供給システムから大きな変更が生じていない場合は、旧事業の事業規模により影響度を評価した。  
 影響度(施設規模)、経過年数による優先度レベルの評価基準については、表7.3-2を参照。  
 網掛けは、廃止済みの施設。

行政区	事業区分			事業規模		施設区分	施設系統区分	経年情報						優先度レベル								
	現事業	旧事業	検討対象	計画給水人口 (人)	計画給水量 (m <sup>3</sup> /日)			設置年度、経過年数			更新・改築・増設等年度、経過年数			影響度による優先度	経年による優先度		劣化調査結果に基づく特記事項 (漏水は補修対応可)					
								和暦	西暦	経過	和暦	西暦	経過		内容・対象施設	対設置		対更新等				
	大浜飲料水供給施設	大浜飲料水供給施設	※検討対象外	80	15		水源(深井戸)										4					
							水源(浅井戸)												4			
							浄・配水場													4		
							(配水池:旧)													4		
							(配水池:新)													4		
弥生	弥生上水道(岩ノ下)	弥生上水道(岩ノ下)		331(第1) 323(第2)		取水・導水	岩ノ下第1水源(浅井戸)	S55	1,980	36	H16	2,004	12	取水P			4	4				
							岩ノ下第2水源(浅井戸)	H14	2,002	14								4				
						浄水	岩ノ下第1浄水場	H16	2,004	12									4			
						送水	岩ノ下第3中継場	H12	2,000	16									4			
						配水	岩ノ下第1配水池	S55	1,980	36									4			
							岩ノ下第2配水池	H14	2,002	14									4			
	弥生上水道(小倉)	弥生上水道(小倉)		2514(第1) 657(第2)		取水・導水	小倉第1水源(浅井戸)	S59	1,984	32	H18	2,006	10	消毒設備			4	4				
							小倉第2水源(浅井戸)	H10	1,998	18								4				
						送水	小倉第3中継ポンプ所	H11	1,999	17									4			
							元田中継槽(小倉第3より流入)	S63	1,988	28									4			
						配水	小倉第1配水池-1	S37	1,962	54									3			
							小倉第1配水池-2				S59	1,984	32								4	
							小倉第2配水池	H13	2,001	15										4		
弥生上水道(尺間)	弥生上水道(尺間)				送水	尺間中継ポンプ場	H17	2,005	11							4						
					配水	尺間第1配水池	S61	1,986	30								4					
						尺間第2配水池	H17	2,005	11								4					
弥生上水道(久土)	弥生上水道(久土)			25	取水・導水	水源(浅井戸)	S56	1,981	35							4						
					配水	配水池	S56	1,981	35								4					
弥生上水道(上切畑)	弥生上水道(上切畑)			240	取水・導水	水源(浅井戸)	H3	1,991	25							4						
					配水	配水池	H4	1,992	24								4					
本匠	小半簡易水道	小半簡易水道		140	60	取水・導水	水源(表流水)	H3	1,991	25	H17	2,005	11	集水槽及び調整槽	4	4	4					
							浄・配水場	H3	1,991	25							4	4				
							(配水池)											4				
	因尾簡易水道	因尾簡易水道		470	200	取水・導水	第1水源(伏流水)	S51	1,976	40							4	3				
							第2水源(地下水)	H5	1,993	23								4	4			
							第3水源(表流水)	H5	1,993	23								4	4			
						浄水	第1浄水場	H7	1,995	21									4	4		
						浄水・配水	第2配水場	H5	1,993	23									4	4		
						配水	(第1配水池)	S29	1,954	62									4	2		
							(第2配水池)	S29	1,954	62									4	2		
	波寄簡易水道	波寄簡易水道		1,100	415	取水・導水	第1水源(表流水、白谷)	S52	1,977	39	H17	2,005	11		2	4	4					
							第2水源(伏流水、波寄)	H7	1,995	21								2	4			
						浄水・配水	第1浄水場(白谷)	S52	1,977	39								2	4	漏水有り、ひび割れ多数で劣化が著しい ※早期の対応(補修または更新)が必要		
浄水						第2浄水場(波寄)	H7	1,995	21								2	4				
配水						(配水池)	S37	1,962	54								2	3				
井ノ上簡易水道	井ノ上簡易水道		140	45	取水・導水	水源(湧水)	S62	1,987	29							4	4					
					浄水・配水	浄・配水場	H10	1,998	18								4	4				
						(浄・配水池)											4					
					配水	配水池(休止)	S62	1,987	29								4	4				
宇津々簡易水道	宇津々簡易水道		155	31	取水・導水	水源(表流水)	S57	1,982	34	H19	2,007	9		4	4	4						
					浄水・配水	浄・配水場	S57	1,982	34								4	4				
						(配水池)											4					
虫月飲料水供給施設	虫月飲料水供給施設	※検討対象外	60	12	取水・導水	水源	S62	1,987	29							4	4					
					浄水	浄水場	S62	1,987	29								4	4				
					配水	配水池	S62	1,987	29								4	4				
上津川飲料水供給施設	上津川飲料水供給施設	※検討対象外	92	23	取水・導水	水源(表流水)										4						
					浄水・配水	浄・配水場												4				
						(配水池)										4						

表7.3-1 施設の経年(老朽化)の度合い、影響度からみた優先度レベル

注1) 本表の事業規模は、各事業の重要度を評価するための目安とするために整理したものであるため、既に統合が行われている事業においても統合前の水供給システムから大きな変更が生じていない場合は、旧事業の事業規模により影響度を評価した。  
 影響度(施設規模)、経過年数による優先度レベルの評価基準については、表7.3-2を参照。  
 網掛けは、廃止済みの施設。

行政区	事業区分			事業規模		施設区分	施設系統区分	経年情報						優先度レベル								
	現事業	旧事業	検討対象	計画給水人口 (人)	計画給水量 (m <sup>3</sup> /日)			設置年度、経過年数			更新・改築・増設等年度、経過年数			影響度による優先度	経年による優先度		劣化調査結果に基づく特記事項 (漏水は補修対応可)					
								和暦	西暦	経過	和暦	西暦	経過		内容・対象施設	対設置		対更新等				
宇目	岡飲料水供給施設	岡飲料水供給施設	※検討対象外	80	24	取水・導水	水源(表流水)／(統合後 第1水源)															
						浄水・配水	浄・配水場 (配水池)															
						取水・導水	水源(表流水)／(統合後 第2水源)															
	岩屋飲料水供給施設	岩屋飲料水供給施設	※検討対象外	46	34.16	浄水・配水	浄・配水場 (配水池)															
						取水・導水	水源(深井戸)／(統合後廃止)															
						配水	配水池 (統合後廃止)															
	番ノ原簡易給水施設	番ノ原簡易給水施設	※検討対象外	49	9.8	取水・導水	水源(深井戸)／(統合後廃止)															
						配水	配水池 (統合後廃止)															
						取水・導水	水源(湧水)・ポンプ室	H2	1,990	26												
小野市簡易水道	小野市簡易水道	※検討対象外	140	50	浄水・配水	浄・配水場 (配水池)																
					取水・導水	第1水源(表流水)	S61	1,986	30													
					取水・導水	第2水源(表流水)	S61	1,986	30													
					取水・導水	着水井・沈砂池	S61	1,986	30													
					浄水・配水	浄・配水場	S61	1,986	30													
					浄水・配水	浄・配水場 (配水池)																
					浄水・配水	浄・配水場 (配水池:増設)																
					取水・導水	第1水源(表流水)	S54	1,979	37													
					取水・導水	第2水源(表流水)																
大原簡易水道	大原簡易水道	※検討対象外	250	92	取水・導水	第2水源中継槽																
					浄水・配水	浄水場 (第1配水池)	S54	1,979	37	H12	2,000	16	消毒設備									
					浄水・配水	浄水場 (第1配水池:増設)																
					送水	第2中継槽	H12	2,000	16													
					送水	第3中継槽	H12	2,000	16													
					配水	第2配水池																
					配水	第3配水池	H12	2,000	16													
					取水・導水	水源(表流水)	H4	1,992	24													
					浄水・配水	浄・配水場 (配水池)	H4	1,992	24													
上津小野簡易水道	上津小野簡易水道	※検討対象外	160	40	取水・導水	水源(表流水)	H4	1,992	24													
					浄水・配水	浄・配水場 (配水池)	H4	1,992	24													
					取水・導水	浄水場																
田原簡易水道	田原簡易水道	※検討対象外	360	200	取水・浄水	浄水場																
					配水	配水池																
					取水・導水	水源(表流水)	H8	1,996	20													
重岡簡易水道	重岡簡易水道	※検討対象外	540	280	浄水	田野浄水場	H8	1,996	20													
					配水	配水池	H8	1,996	20													
					取水・導水	第1水源(表流水)／(河尻取水場)	H14	2,002	14													
東部簡易水道	東部簡易水道	※検討対象外	1,372	704	取水・導水	第2水源(表流水)	S60	1,985	31													
					取水・導水	第3水源(表流水)																
					取水・導水	接合井																
					浄水	第1浄水場／(河尻浄水場、第5配水池)	H14	2,002	14													
					浄水・配水	第2浄水場／(酒利浄水場、第5配水池)	S60	1,985	31													
					浄水・配水	第5配水池																
					送水	第4中継槽	H14	2,002	14													
					送水	第6中継槽	H14	2,002	14													
					配水	第1配水池																
					配水	第2配水池																
					配水	第3配水池	H14	2,002	14													
					配水	第4配水池	H14	2,002	14													
配水	第6配水池	H17	2,005	11																		
直川	中央簡易水道	※検討対象外	1,954	850	取水・導水	中央水源(表流水)	S53	1,978	38													
					取水・導水	中央水源(表流水、未認可)																
					取水・導水	赤木水源(表流水)	S35	1,960	56													
					取水・導水	直見水源(浅層地下水)	H6	1,994	22													
					浄水	中央浄水場／(園浄水場)	S53	1,978	38													
					浄水	直見浄水場	H6	1,994	22													
					浄水・配水	赤木浄水場	S57	1,982	34													
					浄水・配水	(赤木配水池:1号池)																
					浄水・配水	(赤木配水池:2号池)																
浄水・配水	(赤木配水池:3号池)								H12	2,000	16						4					







表7.3-1 施設の経年(老朽化)の度合い、影響度からみた優先度レベル

注1) 本表の事業規模は、各事業の重要度を評価するための目安とするために整理したものであるため、既に統合が行われている事業においても統合前の水供給システムから大きな変更が生じていない場合は、旧事業の事業規模により影響度を評価した。  
 影響度(施設規模)、経過年数による優先度レベルの評価基準については、表7.3-2を参照。  
 網掛けは、廃止済みの施設。

行政区	事業区分			事業規模		施設区分	施設系統区分	経年情報						優先度レベル				
	現事業	旧事業	検討対象	計画給水人口 (人)	計画給水量 (m <sup>3</sup> /日)			設置年度、経過年数			更新・改築・増設等年度、経過年数			影響度による優先度	経年による優先度		劣化調査結果に基づく特記事項 (漏水は補修対応可)	
								和暦	西暦	経過	和暦	西暦	経過		内容・対象施設	対設置		対更新等
				421	174		猪串第2水源(深井戸) (猪串地区)	H13	2,001	15					4	4		
								猪串第3水源(深井戸)／(H18整備中) (猪串地区)	H18	2,006	10					4	4	
								浄水・配水 浄・配水場／(H18整備中) (猪串地区)	H18	2,006	10					4	4	
								猪串配水池 (猪串地区)	S63	1,988	28					4	4	漏水有り
								配水池(浄水場内)／(H18整備中) (猪串地区)	H18	2,006	10					4	4	
								配水池(小蒲江)／(H18整備中) (猪串地区)	H18	2,006	10					4	4	
								取水・浄水 水源(ダム水) (深島地区)	S45	1,970	46					4	3	
								浄水場 (深島地区)	S60	1,985	31					4	4	
						配水 深島配水池 (深島地区)	S60	1,985	31					4	4			
	尾浦簡易水道	尾浦簡易水道		470	171	取水・導水	第1水源(表流水)	H9	1,997	19					4	4		
								第2水源(深井戸)	H9	1,997	19					4	4	
								浄・配水場	H9	1,997	19					4	4	
								(配水池)								4		
	葛原簡易水道	葛原簡易水道		193	71	取水・浄水・配水	葛原浄水場	H16	2,004	12					4	4		
								第1水源(浅層地下水)								4		
								第1水源(浅層地下水)								4		
								浄水施設								4		
								配水施設								4		
						電気設備								4				
	波当津簡易水道	波当津簡易水道		175	87	取水・浄水・配水	波当津浄水場								4			
								第1水源(浅層地下水)								4		
								第1水源(浅層地下水)								4		
								浄水施設								4		
								配水施設								4		
						電気設備								4				
	中村簡易水道	中村簡易水道		380	95	浄水・配水	浄・配水場								4			
								(配水池)								4		

